

報道機関各位

## 児童手当・特例給付現況届の提出について

令和元年度6月分以降の児童手当・特例給付を受けるために必要な現況届を6月上旬に対象のご家庭にお送りします。必要事項を記入し、提出をお願いします。

**提出期限** 6月28日(金)

**受付時間** 平日 8時30分～17時15分  
下記の2日間は時間外受付を行います。  
**(時間外受付)** 6月13日(木)・14日(金) 17時15分～20時

**受付場所** 箕輪町役場子ども未来課 窓口

### 提出にあたり必要なもの

- ・お送りした現況届(署名・捺印したもの)
- ・受給者(親)の健康保険被保険者証のコピー  
(国民健康保険加入者は保険証のコピーは不要)
- ・在留カードのコピー(外国籍の方)

※上記以外に添付書類が必要な場合もありますので、詳しくは子ども未来課までお問い合わせください。

**その他** 現況届とは、毎年6月1日の状況を把握し、6月分以降の児童手当等を引き続き受ける要件を満たしているかどうかを確認するための大切な届けです。提出がない場合は6月分以降の児童手当が受けられなくなりますのでご注意ください。

添付資料  有  無

育てる男が、家族を変える。社会が動く。



箕輪町は、  
イクボス・温かボス  
イクメンを応援します！

子ども未来課 子育て支援係  
(課長) 唐澤 勝浩 (担当) 小林美奈子  
電話：0265-79-3111 (内線) 163  
FAX：0265-79-0230  
E-mail：kodomo@town.minowa.lg.jp

## 6月分以降の児童手当等を受けるには 現況届の提出が必要です

現況届は、毎年6月1日の状況を把握し、6月分以降の児童手当等を引き続き受ける要件（児童の監督や保護、生計同一関係など）を満たしているかどうかを確認するためのものです。

**提出がない場合には、6月分以降の児童手当が受けられなくなりますので  
ご注意ください。**

【提出期限】 6月28日（金曜日）※期限厳守

【提出場所】 箕輪町役場 子ども未来課（6番窓口）

【受付時間】 月曜日～金曜日 8時30分～17時15分

（時間外受付）

6月13日（木曜日）

14日（金曜日）

両日とも17時15分～20時00分

【提出にあたり全員必要なもの】

1. お送りした現況届（署名・捺印したもの）

2. 受給者（親）の健康保険被保険者証のコピー

現況届の裏面に貼りつけてください。

※（国民健康保険加入者は保険証のコピーは不要です）

必要なものをそろえて窓口

までお越しください。

ご協力よろしくお願いします。

【下記該当者】

☆ 受給者と子どもの住所が別の場合

→ ・児童手当・特例給付 別居監護申立書

※様式は子ども未来課にあります。印鑑、子どもの個人番号のわかるものをお持ちください。

☆ 外国籍の方

→ ・在留カードのコピー（両面）



・6月以降転出予定の方も、必ず提出してください。

・児童と生計を同じくする父母のうち、平成30年所得の最多者が代わっている場合は、受給者が変更になる場合があり、その際は新たな受給資格者が申請を行う必要があります。

（お問合わせ）箕輪町役場 子ども未来課 子育て支援係 79-3111（内線163.125）